

## 釜石市復興プロジェクト会議設置要綱

平成 23 年 5 月 10 日

釜石市告示第 70 号

### (設置)

第 1 条 平成 23 年東日本大震災からの復興に向けた市の復興まちづくり基本計画（以下「復興計画」という。）の策定について調査検討を進めるため、釜石市復興プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 プロジェクト会議は、復興計画の策定に関し、次に掲げる事項について調査検討を行い、その結果を釜石市復興まちづくり委員会に報告するものとする。

- (1) 復旧及び復興に係る土地利用計画に関すること。
- (2) 復旧及び復興に係る社会基盤整備方針に関すること。
- (3) 復興計画に掲げる施策及び事業に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第 3 条 プロジェクト会議は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から復興計画が策定される日までとする。

### (議長及び副議長)

第 4 条 プロジェクト会議に議長及び副議長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、プロジェクト会議の議長となる。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (顧問)

第 5 条 プロジェクト会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、市長が委嘱する。

3 顧問は、プロジェクト会議に出席し、助言することができる。

### (会議)

第 6 条 プロジェクト会議は、市長が招集する。

2 プロジェクト会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

### (庶務)

第 7 条 プロジェクト会議の庶務は、釜石市災害復興プロジェクト推進本部復興プロジェクトチームにおいて処理する。

### (補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクト会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

1 この告示は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。

2 この告示は、復興計画が策定された日限り、その効力を失う。